

指定給水装置工事事業者指定事項変更に必要な提出書類等について

1 提出書類

- ① 様式第十（水道法施行規則第 34 条関係） 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」
- ② 様式第二（水道法第 18 条及び第 34 条関係） 「誓約書」
- ③ 様式第三（水道法第 22 条関係） 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」 ※主任技術者の変更の場合のみ提出

2 添付書類

- イ 事業所が法人の場合は、会社の定款及び登記簿謄本（写しで可）。
事業所が個人の場合は、代表者の住民票抄本（本籍・続柄・個人番号不要）。
- ロ 給水措置工事主任技術者免状の写し。 ※主任技術者の変更の場合のみ提出
- ハ 事業所の位置がわかる簡単な略図。 ※事業所所在地の変更の場合のみ提出

- 3 変更届出書の提出に係る手数料は、無料です。事業所の名称変更等に伴い、「給水装置工事事業者証」の再交付が必要なときは、書類交付手数料として、200 円必要です。

その他不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3167 番地 1
小竹町役場上下水道課水道事務係
電 話 0949 - 62 - 1960
F A X 0949 - 62 - 1140